

**令和 8 年度沖縄本島価格調査業務委託
企画提案募集要領**

1 募集の趣旨

離島市町村が主体となつて行う食品生活コスト低減に関する取組を支援することを目的に、沖縄本島の価格調査を実施し、その調査結果を各市町村へ提供する。

2 委託業務の概要

- (1) 委託業務の名称
令和 8 年度沖縄本島価格調査業務委託
- (2) 委託期間
契約締結の日から令和 9 年 1 月 31 日まで
- (3) 委託業務の内容
令和 8 年度沖縄本島価格調査業務委託 企画提案仕様書（以下「企画提案仕様書」という。）を参照
- (4) 企画提案限度額
4,457,000 円以内（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

3 応募資格

原則として、次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項に規定する者に該当しないこと。
- (2) 提出書類の受付期間において、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更正手続き開始の申し立て及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく民事再生法手続き開始の申し立てがされていないものであること。
- (3) 沖縄県の業務委託及び物品調達等に係る競争入札への参加停止の処分を受けている者ではないこと。
- (4) 県税、法人税（個人の場合は、申告所得税及び復興特別所得税）、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (5) 社会保険（労働保険、健康保険及び厚生年金保険）に加入する義務がある者については、これらに加入していること。
- (6) 雇用する労働者に対し、最低賃金以上の賃金を支払っていること。
- (7) 労働関係法令を遵守していること。
- (8) 次の各号のいずれにも該当しないこと。なお、以下の要件については資格確認のため、沖縄県警察本部等に照会する場合がある。

ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第

2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ）であるとき

イ 役員等が、自己、自社、若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に避難されるべき関係を有しているとき

(9) 個人情報取扱いに係る業務を受託するに当たって、その安全管理のために必要な業務の実施体制を整備することができること。

(10) 過去5年間に国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）、地方公共団体又は公共の団体と本企画提案と類似の業務を複数回受託した実績があること。

(11) 本業務を行う意思及び具体的計画を有し、かつ、企画提案仕様書に掲げる委託業務の内容を的確に実施できる能力を有すること。

(12) 本委託業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤や事務処理体制を有し、かつ資金等について十分な管理能力を有していること。今回の委託に際して、主として本委託業務に従事する者3人以上（業務を統括する者1人、担当者2人以上）を割り当て、本委託業務に係る統制及びその他事務について、十分な遂行体制がとれること。

(13) 委託業務の実施に当たって必要時に離島を含む現場へ職員の派遣を行い、速やかに調整等を行える者であること。

(14) 沖縄県内に本店、支店若しくは事務所を設置している法人である、又は、県内に本店、支店若しくは事務所を有する事業者が1者以上参加している共同企業体であること。なお、共同企業体の場合は、以下のとおりとする。

ア 共同企業体を代表する事業者が応募を行うこと。

イ 共同企業体を構成する全ての事業者が、(1)～(9)の要件を満たす者であること。

ウ 共同企業体を構成する事業者のいずれかが、(10)の要件を満たす者であること。

エ 共同企業体を構成する事業者全体で応募資格(11)～(13)の要件を満たす者であること。

オ 共同企業体を代表する者は、本委託業務完了後においても、共同企業体を代表し責任を持って対応することができること。

4 質問受付、参加申込、応募方法等

(1) 質問受付

ア 受付期間：公告の日から令和8年8月6日（木）12時00分

イ 提出書類：質問書【様式8】

ウ 提出方法：メール（メールアドレス：aa017035@pref.okinawa.lg.jp）

※ メールの件名は「【質問書】沖縄本島価格調査業務委託」とし、メール送信後は電話（098-866-2370）による受信確認を行うこと。

※ 質問への回答は、令和8年8月7日（金）までに、沖縄県ホームページに掲示する。

(2) 参加申込

ア 申込期間：公告の日から令和8年8月13日（木）17時00分

イ 提出書類：参加申込書【様式1】

ウ 提出方法：持参、郵送（到着確認が可能な手段で、申込期限必着）又はメール

※ 共同企業体での応募の場合は、代表事業者が申し込みを行うこと。

※ メールで申し込む場合は、メールの件名は「【参加申込】沖縄本島価格調査業務委託」とし、メール送信後は電話（098-866-2370）による受信確認を行うこと。

(3) 応募申請書等

ア 提出期限：令和8年8月19日（水）17時00分

イ 提出書類：本要項「5 提出書類」を参照

ウ 提出方法：持参又は郵送（到着確認が可能な手段で、提出期限必着）

エ 提出部数：正本1部、副本7部

5 提出書類

参加申込書を提出したものは、次に掲げる書類を作成し、正本1部、副本7部提出すること。なお、申請書等への押印は、原則として不要とする。

(1) 応募申請書【様式2】

(2) 企画提案書（A4版・縦・片面左綴じ、ページ番号必須、15ページ以内）

企画提案は、企画提案仕様書を参照の上、企画提案限度額の範囲内で実現が確約されることのみを表明すること。また、記載に当たっては、提案内容の理解を容易にするためにイラスト、イメージ図等を使用し、次の各項目の記述を必須とする。

ア 提案概要

イ 業務の実施方法

ウ 調査票の案

調査票案のひな形については自由とするが、より効果的な分析及び検証を行うための工夫、提案等があれば記述すること。特に、回収率を上げるための提案等については具体的に示すこと。

エ 業務の実施体制

各担当の実務・経験内容、専門分野等を明記すること。

オ 業務スケジュール

各調査の実施・取りまとめ・分析の時期、報告書の作成時期等について具体的に提案すること。

(3) 積算書【様式3】

提案に当たっては、企画提案限度額の範囲内で見積もること。ただしこの金額は企画提案のために設定した金額であり、実際の契約金額とは異なる場合がある。

また、積算見積は、概ね次の項目に区分して、単価、数量、内訳及び金額の根拠等を記載した書類（任意様式）を作成して添付すること。

ア 直接人件費

イ 直接経費

(ア) 旅費

(イ) 謝金

- (ウ) 消耗品費
- (エ) 印刷製本費
- (オ) 通信運搬費
- (カ) 使用料・賃借料
- (キ) その他（上述の費目以外の必要な経費を適宜追加）
- ウ 一般管理費（ア直接人件費及びイ直接経費の合計額の10%以内。ただし、再委託費は一般管理費の算定から除くこと。）
- エ 再委託費
- オ 消費税及び地方消費税相当額
- ※ 各経費は税抜き価格とし、各経費の総額に消費税率を掛けて、総事業費を記載すること。
- ※ 1円未満の端数については切り捨てるものとする。（国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律を参照）
- ※ 事業実施中に発生した事故・災害処理のための経費、キャンセル料、その他事業に関係のない経費は計上できない。
- (4) 法人（会社）概要書【様式4】
- (5) 実績書【様式5】
過去5年間に国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）、地方公共団体又は公共的団体と企業経営の分析又は事業効果の分析等に関する業務を行った実績がわかる資料
- (6) 誓約書【様式6】
- (7) 社会保険に加入義務がないことについての申出書【様式6-2】
社会保険に加入義務がない場合のみ提出すること。
- (8) 共同企業体構成書【様式7】
共同企業体による応募の場合のみ提出すること。
- (9) 共同企業体協定書
共同企業体による応募の場合のみ提出すること。
- (10) 添付書類
 - (ア) 定款又は寄附行為（法人格を有しない場合は、運営規約に相当するもの）
 - (イ) 履歴事項全部証明書（法人格を有しない場合は、目的、名称、所在地、資産の総額、代表者の氏名及び住所を記載した書類）
 - (ウ) 直近事業年度の決算報告書（貸借対照表、損益計算書等）又はこれに類する書類
 - (エ) 応募者の概要がわかるもの（パンフレット・会社案内等）
 - (オ) 納税証明書
 - ① 県税：県税全税目について滞納がない旨の証明書
 - ② 国税：主たる事業所等の所在地を管轄する税務署が発行する納税証明書
（個人：納税証明書「その3の2」、法人：納税証明書「その3の3」）
 - (カ) 労働保険に加入していることが確認できる書類（加入義務がない場合を除く。）
直近の「労働保険料の納入が済んだことがわかる書類の写し」を提出すること。以下はその例。
 - 労働局からの領収済通知書（領収印のあるもの）

- 納付書・領収証書（領収印のあるもの）
 - 口座振替結果のお知らせ（提出者名が入っている部分を含む。）
 - 労働保険事務組合からの領収書等
 - 納入額の告知書と振込・口座振替明細等
- (※) 健康保険、厚生年金保険に加入していることが確認できる書類（加入義務がない場合を除く。）
- 直近の「健康保険・厚生年金保険料の納入が済んだことがわかる書類の写し」を提出すること。以下はその例。
- 厚生労働省からの保険料納入告知額・領収済額通知書
 - 納付書・領収証書（領収印があるもの）
 - 領収済通知書（領収印があるもの）
 - 社会保険料納入通知書
 - 納入額の告知書と振込・口座振替明細等
- ※ 共同企業体等の場合、上記(4)から(7)及び(10)について、共同企業体等の構成員ごとに提出すること。
- ※ 各様式は、必要に応じて2枚以上にまたがって記載してもよい。また、関連資料があれば必要最小限度の範囲で添付してもよい。

6 企画提案の審査等

提出された企画提案書等については、企画提案選定委員会による審査を行い、業務委託の候補者を選定する。

(1) 企画提案選定委員会の設置

企画提案の審査を公正に行い、業務委託契約の相手方となる候補者を選定するため、県が設置する企画提案選定委員会（以下「選定委員会」という。）において審査を行う。

(2) 選定手順等

提出された企画提案書をはじめとする書類について、形式審査を行った後、選定委員会による審査のうえ、業務委託の候補者を選定する。

なお、審査に当たり、沖縄県職員が申請内容を確認するための聞き取りをする場合がある。

企画提案者が多数の場合は、選定委員会での審査に先立ち、地域・離島課において書面審査のうえ、選定委員会による審査の対象となる者を選定することがある。

(3) 選定委員会審査（プレゼンテーション審査又は書面審査）

日時：令和8年8月31日（月） ※予定

会場：県庁内会議室

- ※ プレゼンテーション15分程度、質疑応答10分程度とする。
- ※ 書面のみでのプレゼンテーションとする。（プロジェクター等の使用不可）
- ※ 企画提案書の範囲を超える内容のプレゼンテーションは認めない。
- ※ プレゼンテーション会場への入場者は3人以内とする。
- ※ プレゼンテーションの日時及び会場は、変更となる場合がある。
- ※ プレゼンテーションの順番及び具体的な時刻等は、別途通知する。

※ 企画提案者が1者の場合は、プレゼンテーション審査に代わり書面審査とする場合がある。

(4) 審査方法

選定委員会において、各委員の採点が合計配点の5割以上であることを最低基準とし、企画提案者が1者のみであっても、最低基準を満たさない場合、選定しないこととする。

(5) 審査結果の通知

令和8年9月上旬（予定）に申請書を提出した者に対して文書で通知する。

(6) 委託契約の締結時期

令和8年9月上旬（予定）

7 契約に関する条件など

(1) 契約方法

選定委員会で第1位に選定された候補者と協議の上、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定（性質又は目的が競争入札に適さないもの）により、随意契約を行う。第1位の候補者との協議が整わなかった場合は、次順位の候補者と協議を行い、上記随意契約を行う。

(2) 契約条項

委託候補者との協議事項とする。

(3) 契約金額

契約金額については、選定された候補者から見積書を徴取し、予定価格の範囲内において決定する。なお、企画提案時に提出された見積書と同額とならない場合がある。

(4) 契約保証金

契約を締結しようとする者は、沖縄県財務規則第101条第1項の規定により、契約保証金を納付しなければならない。ただし、同条第2項の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又一部の納付を免除することができる。

(5) 支払条件

受託者から提出される実績報告書に基づき、受託者が業務の実施に要した経費等から支払うべき額を確定する「精算」の方法とする。

ただし、実施計画書に基づき、業務の進捗に応じ、委託契約額の90%の範囲内で概算払いをすることができる。

(6) 不可抗力による変更

現場条件の変更、天災等、受託者の責に帰さない事由により、企画提案内容の遂行に影響を及ぼす場合は、現場の状況により必要に応じ協議して定めるものとする。

(7) 実施計画書

委託契約締結の日から14日以内に実施計画書を提出し、沖縄県の承認を得るものとする。また、委託契約締結後、具体的な業務内容や進め方等については、適宜、沖縄県と協議するものとする。

(8) 配置予定担当者について

企画提案書に記載した担当者等は、原則として変更できない。

ただし、病休、死亡、退職等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、同等以

上の経験、見識を持つ者とし、沖縄県の了解を得なければならない。

8 その他

- (1) 企画提案に要する経費などについては、参加者の負担とする。
- (2) 企画提案書など提出された書類は返却しない。
- (3) 提出期限後の提出書類の変更、差し替え又は再提出は、軽微な変更を除き、原則として認めない。
- (4) 選定に関する審査内容及び経過などについては公表しない。
- (5) 1事業者（1共同企業体）当たり、提案は1件とする。また、法人等の複数の営業所等が本企画提案に参加することはできない。
- (6) 本要項に適合しない応募は無効とする。また、以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効とする。
 - ア 提出期限を過ぎて、提出書類が提出された場合
 - イ 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合
 - ウ 本要項に違反すると認められる場合
 - エ 審査の公平性に影響を与える不正行為があった場合
 - オ 沖縄県があらかじめ指示した事項に違反した場合
 - カ 他の提案者と応募提案の内容又はその意志について相談を行った場合
 - キ その他選定結果に影響を及ぼす恐れのある不正行為があった場合
- (7) 事務取扱については、沖縄県の休日を定める条例（平成3年沖縄県条例第15号）第1条第1項に規定する県の休日を除く、9時から17時までとする。
- (8) 契約等の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (9) 本業務の実施に関して、企画提案の内容をそのまま実施することを約束するものではなく、県と業務委託候補者で協議の上、決定する。また、業務委託の後、具体的な業務内容や進め方等については、沖縄県と協議することとする。
- (10) その他、検討すべき事項が生じた場合は、沖縄県と受託者とで別途協議して決定するものとする。